

特別評価方法認定のための試験料金は、下表の額に消費税を加えた額とする。なお、以下に定めるもののほか、財団の理事長が認める場合は、減額又は増額することができるものとする。

また、当該試験を行うに際し、実験、試験等を行う必要があるものについては、別途料金がかかるものとする。

なお、「1. 構造の安定に関すること」については、既に当財団において取得した性能評価書を基に建築基準法第 68 条の 26 第 1 項の国土交通大臣がする構造方法の認定を受けている場合は、上記の試験料金を 3 分の 1 を乗じた額とする。

| 性能表示項目                       | 特別評価方法認定のための試験料金 |
|------------------------------|------------------|
| 1. 構造の安定に関すること               | 1,580,000 円      |
| 2. 火災時の安全性に関すること             | 934,000 円        |
| 3. 劣化の軽減に関すること               | 1,180,000 円      |
| 4. 維持管理・更新への配慮に関すること         | 1,180,000 円      |
| 5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること       | 1,180,000 円      |
| 6. 空気環境に関すること                | 1,180,000 円      |
| 7. 光・視環境に関すること               | 934,000 円        |
| 8. 音環境に関すること                 | 1,180,000 円      |
| 9. 高齢者等への配慮に関すること            | 934,000 円        |
| 10. 防犯に関すること                 | 934,000 円        |
| 11. 現況検査により認められる劣化等の状況に関すること | 1,580,000 円      |